

平成27年度 第1回 常任議員会議 次第

日時 平成27年4月24日(金) 13時30分～

場所 札幌市 第二水産ビル 4階 F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮 問

1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について

2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく諮問について

5 報告協議

1) 北海道選出国議員要請集会の要望原案の検討及び平成27年度全国農業委員会会長大会への対応について

2) 農業委員会等に関する法律及び農地法改正法案について

3) 平成27年度全国農業新聞普及拡大対策について

4) 平成27年度北海道農業会議年間行事スケジュールについて

5) 平成27年度地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催状況について

6) その他

6 閉 会

次回 平成27年度第2回常任議員会議は、平成27年5月19日(火曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です

【メモ】

北海道選出国會議員要請集会の要望原案の検討及び 平成27年度全国農業委員会会長大会への対応について

平成27年4月24日
第1回常任議員会議

1 北海道選出国會議員要請集会の要望原案について

(1) 要望のとりまとめについて

以下の諸会議等で検討を行う

- ・ 4月24日 第1回常任議員会議にて要望（原案）について検討
- ・ 5月19日午前 地方農業委員会会長会議にて（案）について検討
- ・ 5月19日午後 第2回常任議員会議にて要望（案）について検討・決定
- ・ 5月28日 北海道選出国會議員要請集会を実施

(1) 要望原案：別添1

「農業委員会組織・制度見直しの具体化に向けた提案（原案）」

「TPP協定交渉及びFTA/EPAに関する要請（原案）」

「平成28年度農業政策・予算に関する要望（原案）」

2 平成27年度全国農業委員会会長大会への対応について

(1) 開催趣旨・日時・場所等

別添2「平成27年度全国農業委員会会長大会開催要領（案）」のとおり。

北海道に割り当てられた座席は176人分（昨年度は181人が出席）

(2) 大会終了後の政府等に対する代表要請

北海道の担当は、現在不明（昨年は、農林水産省、共産党）。

対応は、原則、本会役職員

3 北海道選出国會議員要請集会の開催について

(1) 開催趣旨・日時・場所等

別添3「北海道選出国會議員要請集会開催要領」のとおり。

（前回の常任議員会議にて決定）

農業委員会に対して、開催案内済み

北海道選出国會議員に対して、出席依頼済み。

(2) 北海道選出国會議員

別添4「北海道選出国會議員名簿（28人）」のとおり

農業委員会組織・制度見直しの具体化に向けた提案（原案）

与党自由民主党は去る2月9日に開かれた農協改革等法案検討PTにおいて、「与党とりまとめを踏まえた法制度等の骨格」を決定し、同月13日に開催された「第14回農林水産業・地域の活力創造本部」会議において政府がこれを了承したところである。現在政府では与党内での調整を経て、今時通常国会に対し「農業委員会等に関する法律」の見直し案を提案することとしている。

政府・与党において定められた「法制度等の骨格」においては、我々がこれまで主張してきた「公選制の維持こそが農業委員会業務の推進に不可欠である」という、これまでの実践と成果に基づいた強い意見は残念ながら採り入れられず、市町村長の任命制とすることが謳われた。また、農業委員数の確保に向けた定数基準と推進委員の弾力的な設置、新たな法令業務としての行政機関への意見提案が盛り込まれたことなど、本道からの提案内容を一定程度踏まえたものとなっているが、まだ見直すべきものが多くあるといえ、今後の国会審議において解決していく課題が山積している。

われわれ北海道の農業委員会系統組織は、現場の農業委員会がこれまですすめてきた活動・成果を踏まえない改革のための改革という形での農業委員会組織・制度の見直しには反対であり、政府・国会において下記事項に十分留意され、慎重かつ丁寧な検討と審議を行われるよう、以下のとおり提案するものである。

1 公選制は農業委員会に不可欠であり慎重な国会審議を求める

農業委員は公選制による委員を中心として地域・農業者から「選ばれた代表としての信任を得ている」からこそ、農地の権利調整に関与し、農地を守る視点に立った業務を進めることが出来るのであり、公選制こそが農業委員会業務の推進に不可欠である。そのため、国会における法制度の慎重な審議を求める。

2 農業委員数確保と農地利用最適化推進委員設置の弾力的適用

「法制度等の骨格」では農地利用最適化推進委員（仮称）について、農地利用の集積・集約化が相当程度図られていること等の基準に該当する場合等には委嘱しなくてもよいということが示された。そのため、農地利用最適化推進委員（仮称）を委嘱しない市町村農業委員会には、現行法による農業委員定数40人以内を適用し、政令基準の適用を除外すべきである。また、政令での新たな農業委員定数基準は、農地面積によるものに一本化し簡潔なものとするべきである。

3 農業者の代表としての意見公表・建議等の法定機能確保

農業者の代表としての農業委員会系統組織の意見を議会・行政庁で策定する農業施策に反映させるため、行政機関に対する改善意見の提出に加えて、広く意見を公表する機能を新たな法律に位置づけるべきである。

4 系統組織への円滑な移行と組織の確立

新たな法においては新組織の系統性を確保すると同時に、新法人への円滑な移行と財政的な確立が図られるよう、国及び都道府県はその責務と支援を明らかにして取り進めるべきである。

5 施行まで十分な期間と十全な経過措置の確保

「法制度等の骨格」では新制度への移行については現任農業委員の任期満了後とするなどの経過措置を設けることとしており、農村現場と農業委員会の当事者に混乱をもたらさないよう経過措置を十全に整備するなど、時間をかけ慎重な対応をすすめるべきである。